



資格適用の適正化にご理解ご協力を  
各種異動の申請をお忘れなく！

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。

特にお子様が就職された他の社会保険などに加入された場合や、先生の住所地から独立をされ別世帯になった場合など、資格喪失の手続きが行われていない場合、住所や氏名を変更された場合など、手続きをお忘れになっているケースが多数見受けられますので、変更があった時には必ず手続きをされますようよろしくお願いいたします。

手続きには下記のとおり届出用紙等が必要となります。

健康家庭を褒賞！

当国保組合では、1年間（平成29年4月1日～平成30年3月31日）及び5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）を通じて、医療給付を一度も受けられなかったご家庭に対し、健康家庭として褒賞記念品をお届けしております。

本年度対象となるご家庭は1年間該当579件、5年間該当15件でございます。

これからも健康に留意されご家族揃ってお元気にお過ごしください。

で、各種届出用紙は組合に電話でご請求ください。

なお、一部用紙（資格喪失届・住所氏名変更届など）は組合ホームページからダウンロードが出来ますのでご利用ください。

資格の事務は届出があつてはじめて事務処理が可能となりますので、手続きをお忘れのないよう、ご協力をお願いいたします。

また、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第1の第30項に規定する「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」において、

適用、給付及び徴収業務等で個人番号を使用させていただきますこととなっておりますので、各種様式への個人番号の記載、個人番号カード又は通知カードの写しを添付していただくことがございますので、何卒趣旨をご理解のうえ、ご協力のほどお願いいたします。

【番号を利用する主な事務】  
・適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収にあつて適用する資格関係情報等を取り扱う事務）

・給付事務（加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務）  
・徴収事務（保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務）

・その他 主務省令で定めるもの

神奈川県歯科医師  
国民健康保険組合事務局

電話 045-

641-5418

受付時間 月曜～金曜

（祝祭日を除く）

9時30分～17時30分

・資格取得のとき

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの） ・健保適用除外承認証の写し
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの） ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書

※組合員本人として資格を取得される方のみ「個人番号カード」、「通知カード」のいずれかの写しを添付してください。

※70歳以上75歳未満の方の加入の場合は、所得を証明する書類を添付してください。

※住民方は個人番号の記載の無い世帯全員分の3か月以内のものを添付してください。

・資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届（従業員分を含む） ・被保険者証（従業員分を含む）
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・新たに加入した被保険者証の写し

・その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）
国民健康保険料の引落とし口座を変更するとき	・預金口座振替依頼書